

中山間地域農業生産基盤整備促進事業実施要領

	平成28年	3月30日	付け農整第1008号
一部改正	平成29年	4月3日	付け農整第169号
一部改正	令和3年	3月22日	付け農整第666号
一部改正	令和5年	4月3日	付け農整第23号

第1条 趣旨

中山間地域総合整備事業は、我が県の中山間地域において、農業生産における最も基礎的な資源である農用地や農業用水の確保・利用を通じて農業生産性の向上、食料の安定供給に寄与してきたところである。しかしながら、近年、米価をはじめ農作物価格が低下傾向にあり、農業収入が減少するなど農家経営を圧迫しており、土地改良事業等の受益者負担金の計画的な償還が困難な地域が生じている。

他方、力強い農業構造の実現に向け農政改革を推進するため、担い手への農地利用集積を進めるとともに、面的なまとまりを重視した集積を図ることが、喫緊の課題となっている。

このため、中山間地域農業生産基盤整備促進事業は、中山間地域での担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、中山間地域総合整備事業の受益者負担金償還支援を充実することにより、中山間地域での農業の体質強化を図り、もって食料供給力の確保に資することとする。

第2条 定義

本事業において、「担い手」とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）別紙1-1（農地整備事業に係る運用）に準じる。

第3条 事業内容

ア 中山間地域農業生産基盤整備促進事業

中山間地域総合整備事業を実施する地区において、一定の要件を満たした場合に、農業生産基盤整備事業に係る工事費の地元負担金（市町村負担金を除く）又は第3条イに示す助成割合で算出した金額のうち少ない金額について、県が補助事業者に対して中山間地域農業生産基盤整備促進事業促進費（以下、「促進費」という。）の交付を行う。

イ 助成割合

- (1) 確認年度における担い手農地利用集積率が事業開始時を上回り、かつ35パーセント以上、50パーセント未満のときは、100分の3.5以内。
- (2) 確認年度における担い手農地利用集積率が事業開始時を上回り、かつ50パーセント以上のときは、事業費の100分の5以内。

ただし、事業開始時における担い手農地利用集積率が100パーセントのときは、現状を維持した場合とする。

ウ 促進費交付に係る予算年度

知事は、提出された申請書に基づき補助金を交付するが、交付年度は、交付対象事業の開始年度から完了年度の翌年度までとする。

エ 促進費交付に係る交付単位

当該予算年度における促進費の交付は、地区単位とし、路線及び団地毎に一定の要件を満たした路線及び団地に係る促進費の合計金額とする。

第4条 事業の採択要件

中山間地域総合整備事業を実施する地区において、農業生産基盤整備事業の工種のうち、当該各路線の受益面積に占める担い手への農地利用集積面積が、事業完了時に35%

以上となる計画であること。

第5条 補助事業者

当該促進費の補助事業者は市町村・土地改良区とする。

第6条 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度までに事業採択通知のあった地区の整備事業完了年度の翌年度までとする。

第7条 事業の実施手続き

ア 当該促進費の助成を希望する補助事業者は、該当する中山間地域総合整備事業の工事着手までに、事業採択申請書（様式第1号）、担い手農地集積促進計画書（様式第2号）を、農林事務所を経由して知事に提出するものとする。

イ 知事は、アの申請について、事業を実施することが適当と認めるときは、申請者に事業採択通知書（様式第3号）を通知するものとする。

第8条 計画の変更等

補助事業者は、以下に掲げるいずれかの理由により計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて計画の変更を行うとともに、農林事務所を経由して知事に報告するものとする。なお、その報告は、計画変更報告書（様式第4号）によるものとする。

(1) 事業計画の変更

(2) その他、基幹事業の変更等に伴い事業実施期間における担い手農地集積促進計画に変更が生じた場合

第9条 促進費の補助

ア 補助事業者は、促進費を交付する2月末日までに当該年度の状況について担い手農地集積達成状況報告書（様式第5号）を農林事務所を経由して知事に提出するものとする。

イ 県は、提出された達成状況報告書により、当該各路線の受益面積に占める担い手への農地利用集積面積を確認し、促進費の補助の適否を決定する。

ウ 県は、提出された担い手農地集積達成状況報告書により、工事費の地元負担金（市町村負担金を除く）又は第3条イに示す助成割合で算出した金額のうち少ない金額を確認し、補助対象額を決定する。

エ 県は、アの提出について、補助することが適当と認められるときは、別に定める手続きに基づき、事業主体に予算の範囲内で補助金を交付する。

第10条 事業完了報告

補助事業者は、対象事業の完了時の達成状況を調査し、担い手農地集積完了報告書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

第11条 促進費の返還

促進費の交付以降、財産処分等の理由により基幹事業における補助金の返還が発生した場合は、促進費算定方法をもとに相当額を計算し、県に返還するものとする。

第12条 促進費の交付等の事務について

本事業の促進費交付等事務については、「岐阜県補助金等交付規則」（昭和57年岐阜県規則第8号）、「岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱」（平成18年4月1日付け農計第24号）及び「岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領」（平成18年4月1日付け農整第40号）による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年分の予算に係る工事費（測量試験費、換地費、用地買収費、補償費を含む）の地元負担金（市町村負担金を除く）から適用する。
- 2 この要領による改正後の中山間地域農業生産基盤整備促進事業実施要領の規定は、平成29年4月3日から適用する。（平成29年4月3日付け農整第169号）
- 3 この要領による改正後の中山間地域農業生産基盤整備促進事業実施要領の規定は、令和3年4月1日以降に採択した地区から適用し、それ以前に採択した地区については、なお従前の例による。（令和3年3月22日付け農整第666号）
- 4 この要領による改正後の中山間地域農業生産基盤整備促進事業実施要領の規定は、令和5年4月3日以降に採択した地区から適用し、それ以前に採択した地区については、なお従前の例による。（令和5年4月3日付け農整第23号）

様式第 1 号

令和 第 年 月 号
日

岐阜県知事 様

申請者名

中山間地域農業生産基盤整備促進事業採択申請書

下記地区において、中山間地域農業生産基盤整備促進事業を採択されたく、中山間地域農業生産基盤整備促進事業実施要領第 7 条アの規定に基づき、下記資料を添えて申請します。

記

- 1 地区名
- 2 担い手農地集積促進計画書（様式第 2 号）

様式第2号

令和〇年度 担い手農地集積促進計画書

地区の概要

地区名	市町村名	土地改良区名	着工年度	完了年度	備考

※着工年度及び完了年度は基幹事業の年度を記載すること

担い手農地集積促進計画

工種	路線名	農用地面積 (ha) A	担い手の利用集積面積 (ha)								面積集積率 (%)			基盤整備実施年度	促進費交付予定年度	補助対象事業費 (円) M	負担率 (%) N	補助対象負担金 (円) O=M*N	集積率による助成割合 (%) P	集積率による算定金額 (円) Q=M*P	補助金額 (円) O or Q	備考	
			事業開始時				計画(事業完了時)				事業開始時 J=B/A	計画(事業完了時) K=F/A	増加ポイント L=K-J										
			全体 B=C+D+E	所有面積 C	使用収益権面積 D	基幹作業受託面積 E	全体 F=G+H+I	所有面積 G	使用収益権面積 H	基幹作業受託面積 I													
合計																							

※単位は円単位とし、1円未満は切り捨てること

様式第3号

令和 第 年 月 日

申請者 様

岐阜県知事

中山間地域農業生産基盤整備促進事業採択通知書

令和 年 月 日付け 第 号で採択申請のあった下記地区について実施地区として採択したので通知します。

記

1 地区名

様式第 4 号

令和 第 年 月 号
日

岐阜県知事 様

申請者名

中山間地域農業生産基盤整備促進事業計画変更報告書

下記地区において、中山間地域農業生産基盤整備促進事業の担い手農地集積促進計画の変更を行ったので、中山間地域農業生産基盤整備促進事業実施要領第 8 条の規定に基づき、下記資料を添えて報告します。

記

- 1 地区名
- 2 担い手農地集積促進計画書（様式第 2 号）

様式第 5 号

令和 第 年 月 号
日

岐阜県知事 様

申請者名

令和 年度担い手農地集積達成状況報告書の提出について

下記地区において、中山間地域農業生産基盤整備促進事業実施要領第 9 条の規定に基づき、下記資料を添えて報告します。

記

- 1 地区名
- 2 担い手農地集積達成状況報告書（様式第 6）

様式第6号

令和〇年度 担い手農地集積達成状況報告書(令和 年 月 日時点)

地区の概要

地区名	市町村名	土地改良区名	着工年度	完了年度	備考

※着工年度及び完了年度は基幹事業の年度を記載すること

担い手農地集積達成状況

工 種	路 線 名	農用地 面 積 (ha) A	担い手の利用集積面積 (ha)								面積集積率 (%)			基盤 整備 実施 年度	促進費 交付 予定 年度	補助対象 事業費 (円) M	負担率 (%) N	補助対象 負担金 (円) O=M*N	集積率 による 助成割合 (%) P	集積率 による 算定金額 (円) Q=M*P	補助金額 (円) O or Q	備考		
			事業開始時				達成状況報告時				事 業 開 始 時 J=B/A	達 成 状 況 報 告 時 K=F/A	増 加 ポ イ ン ト L=K-J											
			全体 B=C+D+E	所有面積 C	使用 収益権 面積 D	基幹作業 受託面積 E	全体 F=G+H+I	所有面積 G	使用 収益権 面積 H	基幹作業 受託面積 I														
合 計																								

※単位は円単位とし、1円未満は切り捨てること

様式第7号

令和 第 年 月 号
日

岐阜県知事 様

申請者名

令和 年度担い手農地集積完了報告書の提出について

下記地区において、事業が完了しましたので、中山間地域農業生産基盤整備促進事業実施要領第10条の規定に基づき、下記資料を添えて報告します。

記

- 1 地区名
- 2 担い手農地集積完了報告書（様式第8）

令和〇年度 担い手農地集積完了報告書

地区の概要

地区名	市町村名	土地改良区名	着工年度	完了年度	備考

※着工年度及び完了年度は基幹事業の年度を記載すること

担い手農地集積完了報告

工種	路線名	農用地面積 (ha) A	担い手の利用集積面積 (ha)								面積集積率 (%)			基盤整備 実施年度	促進費 交付 予定 年度	補助対象 事業費 (円) M	負担率 (%) N	補助対象 負担金 (円) O=M*N	集積率 による 助成割合 (%) P	集積率 による 算定金額 (円) Q=M*P	補助金額 (円) O or Q	備考
			事業開始時				実績(事業完了時)				事業 開始時 J=B/A	実績 (事業 完了時) K=F/A	増加 ポイント L=K-J									
			全体 B=C+D+E	所有面積 C	使用 収益権 面積 D	基幹作業 受託面積 E	全体 F=G+H+I	所有面積 G	使用 収益権 面積 H	基幹作業 受託面積 I												
合計																						

※単位は円単位とし、1円未満は切り捨てること

(記載例)様式第2号

令和〇年度 担い手農地集積促進計画書

地区の概要

地区名	市町村名	土地改良区名	着工年度	完了年度	備考

※着工年度及び完了年度は基幹事業の年度を記載すること

担い手農地集積促進計画

工 種	路 線 名	農用地 面 積 (ha) A	担い手の利用集積面積 (ha)								面積集積率 (%)			基盤 整備 実施 年度	促進費 交付 予定 年度	補助対象 事業費 (円) M	負担率 (%) N	補助対象 負担金 (円) O=M*N	集積率 による 助成割合 (%) P	集積率 による 算定金額 (円) Q=M*P	補助金額 (円) O or Q	備考	
			事業開始時				計画(事業完了時)				事 業 開 始 時	計 画 (事業 完了時)	増加 ポイント										
			全体 B=C+D+E	所有面積 C	使用 収益権 面積 D	基幹作業 受託面積 E	全体 F=G+H+I	所有面積 G	使用 収益権 面積 H	基幹作業 受託面積 I													
用排水路	〇〇用水	10.0	3.0	2.0	1.0		5.5	2.0	3.5		30.0%	55.0%	25.0%	R5	R6	5,000,000	8.0%	400,000	5.0%	250,000	250,000		
用排水路	△△用水	5.0	1.0	1.0			2.0	1.0	1.0		20.0%	40.0%	20.0%	R5	R6	2,500,000	5.0%	125,000	3.5%	87,500	87,500		
用排水路	□□用水	2.0	0.0				1.1		0.8	0.3	0.0%	55.0%	55.0%	R5	R6	2,000,000	3.0%	60,000	5.0%	100,000	60,000		
合 計																							397,500

※単位は円単位とし、1円未満は切り捨てること